

1 児童が安全に待機できるスペースがあること

児童が安全に待機できるスペースがある場所とすること。

2 バスの進行方向左側とすること

バスの乗降ドアは進行方向左側にあるため、乗降場所は進行方向の左側とすること。

3 登校班の集合場所を基準として選定すること

小学校の登校は集団登校です。そのため、乗降場所については登校班の集合場所を基準とします。

自宅の近くなど個別に乗降場所は設定できませんので、登校班で相談し選定することとします。

4 バスは児童を乗せた状態での方向転換は極力行いません

児童を乗せた状態でバスを方向転換させることは、危険なため極力行いません。

また、児童が乗車していなくても、周辺の安全が確保できない場合は、方向転換は行いません。

5 乗降場所は同じ乗降場所かつ居住する町の乗降場所とすること

児童の見守りの観点から、乗降場所は登下校とも同じ乗降場所とすること。

日によって乗降場所が変わる等の運用はできません。

6 大型バス及びマイクロバスの走行が可能な経路であること

大型バスは全長約 9m・全幅約 2.3m、マイクロバスは全長約 7m・全幅約 2m あります。

可能な限り、対向車両とすれ違いが可能なルート及び乗降場所とすること。